

令和3年5月8日

お客様各位

モリタスポーツ・サービス株式会社

緊急事態宣言延長に伴う対応について

日頃よりモリタテニススクールをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

2021年5月7日に政府により5月11日までとされていた4都府県を対象とした緊急事態宣言の期限を5月31日まで延長すると発令され、幅広い施設に対しても要請がございました。

これを踏まえ、**2021年5月12日（水）から5月31日（月）**までの間、営業時間を**20時まで**に短縮させていただくこととなりました。ナイタークラスのお客様にはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

営業時間の短縮に伴い、20時以降にかかる下記レッスンを対象として上記の期間臨時休講とさせていただきます。

(臨時休講対象レッスン)

5月12日（水）から5月31日（月）までの20時以降開講のクラス

レッスンにご在籍のお客様の振替に関して（全クラス）

- ・有効期限：2021年10月31日（日）まで延長といたします。

今回休講対象レッスンの再開は、6月1日（火）を予定しておりますが、今後の状況変化に伴い、変更する場合がございます。変更等の情報は、メール・ホームページ・SNS等にも引き続き配信してまいります。

(レンタルコートの利用について)

平日9時から20時 土日8時から20時ご利用いただけます。

ご不明な点がございましたらフロントまでお問い合わせ下さい。

モリタテニススクールは、お客様の健康の為に、安心してスポーツや運動を継続していただけるように、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化、徹底に取り組んでまいります。

皆さまのご理解、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。